

策定年月日	平成 7 年 1 月 20 日
変更年月日	平成 9 年 4 月 1 日
変更年月日	平成 13 年 1 月 31 日
変更年月日	平成 18 年 8 月 28 日
変更年月日	平成 22 年 6 月 11 日
変更年月日	平成 26 年 9 月 29 日
変更年月日	令和 4 年 3 月 29 日

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 4 年 3 月

多 賀 町

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	1
1 農業の現状.....	1
2 農業構造の現状および課題.....	1
3 農業経営の目標.....	1
4 農業経営基盤の強化の方針.....	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保.....	4
6 地域の実情に即した意欲ある農業者の位置付け.....	5
7 支援体制.....	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	5
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....	8
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項.....	9
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標.....	9
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項.....	10
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	11
1 利用権設定等促進事業に関する事項.....	12
2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項.....	18
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	18
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項.....	21
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項.....	22
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	23
第5 その他.....	24
付 則.....	24
別紙1 (第4の1の(1)⑥関係).....	25
別紙2 (第4の1の(2)関係).....	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本町は、滋賀県東部に広がる湖東平野の東部に位置し、その立地条件を活かして水稻、麦、そば、大豆等の土地利用型農業を主体とする農業生産を展開している。また、地域ブランド農産物（地域を代表する農産物）として「多賀にんじん」「多賀そば」の普及・拡大に取り組んでおり、県内有数の栽培面積を誇っている。

2 農業構造の現状および課題

本町の農業構造については、令和2年の総農家数は281戸（うち販売農家167戸）で、平成22年の総農家数491戸（うち販売農家314戸）より大きく減少している。また主業農家は、令和2年で5戸と非常に少なく、平成22年の15戸と比較しても著しく減少している。

項目	H22	R2	増減	
			R2 - H22	割合
総農家数（戸）	491	281	▲210	▲43%
販売農家（戸）	314	167	▲147	▲47%
主業農家（戸）	15	5	▲10	▲67%
準主業農家（戸）	299	160	▲139	▲46%
副業的農家（戸）				
耕地面積（ha）	517	491	▲26	▲5%

（農林業センサスおよび農林水産統計年報より）

本町では、昭和40年代から京阪神、中京の各経済圏に隣接し兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年一層の兼業化と若者の農業離れによって土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化している。

また、こうした中にありながら農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。最近になって農家の高齢化、農業情勢の急激な変化や農産物の価格低迷などによる先行き不安から、兼業化や若者の農業離れ、農業後継者不足等に拍車がかかり、機械更新時や世代交代等を契機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

併せて、農業就業人口の高齢化および減少に伴って、遊休化した農地が近年増加傾向にあり、これを放置すれば、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営の目標

本町は、このような地域農業構造の現状およびその見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業として振興するため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展と目標を明ら

かにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとするともに、既に効率的かつ安定的な農業経営の水準に達している経営体についても、さらなる経営基盤の強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本町およびその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、目標とする農業経営の所得水準および労働時間の目標は、滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえ以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人あたり	概ね 2,000 時間
年間農業所得	主たる従事者 1 人あたり	概ね 500 万円
	主たる従事者 2 人の場合（共同申請）	概ね 800 万円
	集落営農法人	概ね 650 万円
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250 万円

4 農業経営基盤の強化の方針

(1) 基本方針

本町は、将来の本町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(2) 経営体の把握

本町は農業協同組合、農業委員会、滋賀県湖東農業農村振興事務所（以下「湖東農業農村振興事務所」）等との十分なる相互連携の下で経営体への濃密な指導を行うため、隣接する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町とともに、湖東地域農業センターを設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

(3) 経営体への支援

望ましい経営を目指す農業者や、その集団およびこれら周辺農家に対して、上記の湖東地域農業センターが主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画や青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに経営改善に向けた取組を実践している農業者および生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な

指導および研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

また、農地等が次世代の担い手に確実に利用されるために、親元就農や第三者継承の場合は、事業の計画的な継承が必要であり、雇用就農の場合は労務管理や雇用に関するコンプライアンスの知識が必要である。いずれにしても、経営の現状を把握して計画的に営農を進めるため、経営分析や経営計画の作成、雇用に関する知識の向上などについて、湖東地域農業センターが主催する農業経営相談会等を活用して経営改善を支援する。

(4) 農用地の利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、実質化された「人・農地プラン」での位置づけや農地中間管理機構、農業委員等による農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）もしくは同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止および解消に努める。

水稻を中心とする土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成およびこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、実質化された「人・農地プラン」の作成を推進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域農業の維持発展に向けて、集落・地域での話し合いに基づく実質化された「人・農地プラン」の作成の取組において、認定農業者や認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者や認定新規就農者の育成、集落営農の法人化等地域の実情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入や農地の有効利用を図る。

(5) 経営規模の拡大

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

(6) 農業生産の高収益化の推進

集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合や湖東農業農村振興事務所の指導の下に、既存施

設園芸の作型、優良品種の選択による高収益化や新規作目の導入を促進する。

(7) 生産組織の育成と法人化等の推進

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域および営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(8) 女性農業者の地域農業への参画の促進

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や6次産業化への参画、集落営農の法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(9) 農業コミュニティの醸成

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化および構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

また、担い手のみでは困難な農地の保全、維持管理を地域の共同活動として展開していく取組について、日本型直接支払制度の活用も推進しながら支援していくものとする。

(10) 農業経営改善計画の認定

法第12条の農業経営改善計画および法第14条の青年等就農計画の認定制度については、本制度を本町の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理機構や農業委員会の支援による農用地利用について、これら認定農業者や認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者や認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

新規就農者の育成・確保に向けて、滋賀県や関係団体と連携をとり、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者など多様なニーズを的確に把握し、円滑な就農への取組を進める。

また、新規就農者に対する農地の確保については、町、農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら斡旋等各種取組を進める。

就農に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう滋賀県や農業協同組合、農業委員会、湖東地域農業センターなどの関係団体と連携して青年等就農計画制度の普及を推進するとともに、就農後は、早期の経営安定に向けた栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修な

どの支援策を講じる。

さらに、独立自営する青年に対しては、青年等就農計画の策定支援を行い、認定（認定新規就農者）へとつなげることで、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給や無利子の青年等就農資金の利用等が図れるように支援を行う。

6 地域の実情に即した意欲ある農業者の位置付け

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成を基本としつつ、これまで地域の農業の維持発展に重要な役割を果たしてきた意欲ある農業者を地域の実情に即した担い手として位置付け、特に経営規模が概ね3～5ha層の農業者は、地域の実情に応じて滋賀県や関係団体との連携により、農業経営改善計画の認定に向けた支援および育成を行う。

なお、農業経営改善計画の認定に当たっては、計画の認定を希望する農業者の経営規模に関わらず、土地利用型農業、施設園芸農業および複合経営等、農業経営改善計画に記載される経営内容や目標とする所得水準等の達成の可能性を考慮し判断する。

7 支援体制

本町は、湖東農業農村振興事務所の協力を受けて、湖東地域農業センターにおいて、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者や認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

特に、経営規模拡大や生産方式の整備充実を目指す農業者や生産組織等においては、適切な資金計画のもとに投資を行っていくため、日本政策金融公庫の参画を得つつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農業者や生産組織等においては、新規の集約的作目導入を図るため、マーケティングの面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い、認定新規就農者にあつては、早期の自立を促すとともに、経営改善計画作成支援等により認定農業者への発展を働きかける。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする安定的かつ効率的な農業経営の指標として、現に本町および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

[個別経営] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻作</p> <p>土地利用型</p>	<p>[経営面積]</p> <p>27.0ha</p> <p>[作付面積等]</p> <p>水稻 18.0ha</p> <p>小麦 9.0ha</p> <p>大豆 4.0ha</p> <p>そば 6.0ha</p>	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター 50ps 級 2台</p> <p>田植機 6条植 1台</p> <p>コンバイン 4条刈 1台</p> <p>大豆用 1台</p> <p>(共同利用) 1台</p> <p>乾燥機 53石 2台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・環境こだわり農業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業受託の導入により所得向上を図る。 ・農繁期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。
<p>水稻作</p> <p>+</p> <p>施設野菜</p> <p>水稻複合経営Ⅰ</p>	<p>[経営面積]</p> <p>25ha+1000 m²</p> <p>[作付面積等]</p> <p>水稻 20.0ha</p> <p>小麦 10.0ha</p> <p>大豆 5.00ha</p> <p>そば 5.00ha</p> <p>施設野菜</p> <p>1,000 m²または施設軟弱野菜 1,000 m²</p>	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター 50ps 級 2台</p> <p>田植機 6条植 1台</p> <p>コンバイン 4条刈 1台</p> <p>大豆用 1台</p> <p>(共同利用) 1台</p> <p>乾燥機 53石 2台</p> <p>パイプハウス 1,000 m²</p> <p>頭上灌水装置 1,000 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・環境こだわり農業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。
<p>水稻作</p> <p>+</p> <p>露地園芸</p> <p>水稻複合経営Ⅱ</p>	<p>[経営面積]</p> <p>8.0ha</p> <p>[作付面積等]</p> <p>水稻 5.50ha</p> <p>小麦 2.50ha</p> <p>そば 2.00ha</p> <p>露地野菜</p> <p>5,000 m²</p>	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター 45ps 級 1台</p> <p>田植機 6条植 1台</p> <p>コンバイン 4条刈 1台</p> <p>(共同利用) 1台</p> <p>露地野菜は麦後の高度利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・環境こだわり農業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業受託の導入により所得向上を図る。 ・農繁期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き 花き専業経営	[経営面積] 3,000 m ² [作付面積等] 花き 3,000 m ²	[資本装備] パイプハウス 1,000 m ² ×3棟 トラクター 15ps 級1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・播種や鉢上げ時に臨時雇用を確保する。
水稻 + 施設花き 水稻複合経営	[経営面積] 5.1ha [作付面積等] 水稻 3.40ha 小麦 1.60ha 花き 1,000 m ²	[資本装備] パイプハウス 1,000 m ² トラクター 30ps 級1台 田植機 5条植 1台 コンバイン 3条刈1台	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・環境こだわり農業の実践	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。
畜産 酪農専業経営	つなぎ方式 搾乳牛 45頭 (フリーストール方式 搾乳牛 120頭)	トラクター(65PS) 1台 ホイローラー 1台 トラック(2t) 1台 ロールベアラー 1台 ラッピングマシン 1台 バルククーラー 1台 堆肥化施設 1基 し尿爆気槽 1基 (フリーストール方式の場合 ミルクパーラー1式) その他 ○ロールベアサイレージ の生産	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・繁忙期には臨時雇用者を確保し、労働を軽減する。

(注) 1 個別経営に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[法人経営] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 露地園芸 土地利用型 従事者2名 常時雇用3名	[経営面積] 60.0ha [作付面積等] 水稲 40.0ha 小麦 20.0ha 大豆 7.5ha そば 7.5ha 野菜 5.0ha	[資本装備] トラクター 70ps 級1台 60ps 級1台 30ps 級1台 田植機 8条植 2台 コンバイン 6条刈 2台 大豆用 1台 乾燥機 70石 2台 トラック (2t) 1台	・農地所有適格法人を設立し 企 業会計を導入する。 ・青色申告の実施	・給料制にする。 ・社会保険等への加入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保する。

[集落営農経営] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 土地利用型 (1集落)	[経営面積] 30.0ha [作付面積等] 水稲 20.0ha 小麦 10.0ha そば 10.0ha	[資本装備] トラクター 50ps 級2台 田植機 6条植 1台 コンバイン 5条刈 1台 (共同利用) 1台	・複式簿記記帳による経営、経理の明確化。 ・経理一元化	・参加農家の状況を総合的に判断して、出役人数を確保する。

(注) 1 集落営農経営とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性および独立性を有するもの。)

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した青年就農者の年間所得の目標を可能とする。新たに農業経営を営もうとする青年等が

目標とすべき農業経営の営農類型は次のとおりである。

〔個別経営〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作 土地利用型	[経営面積] 10.0ha [作付面積等] 水稻 10.0ha 農作業受託 6ha	[資本装備] トラクター 30ps 級 1 台 田植機 5 条植 1 台 コンバイン 3 条刈 1 台 乾燥機 30 石 2 台 小麦、大豆・そばについては集落営農対応	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営、経理の明確化。 ・青色申告の実施。 ・市場原理を踏まえた、生産～販売までの戦略の構築 ・経営体の体質強化を図るため、自己資本の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制を導入する。 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保する。
施設園芸	[経営面積] 1,000 m ² [作付面積等] 施設野菜 1,000 m ²	[資本装備] 少量土壌ベッド 720 m ² パイプハウス 1,000 m ² 灌水装置 1,000 m ²		

（注）地域の実情に即した意欲ある担い手（土地利用型：従事者 1 名）の農業経営の基本的指標は、上記の営農類型（土地利用型 水田 10ha）に準ずるものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアについての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p>備考</p>
<p>面積シェア <u>65%</u> (現状値 町：56.4% 県：63.2% [令和3年3月時点])</p>	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営、法人経営、集落営農経営の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

本町では、米・麦・そば・大豆を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積が進んでいる。しかしながら、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営コストダウンを図る上で課題となっている。

また、近年の農業従事者の減少や高齢化等の担い手不足等を背景に、耕作放棄地が増加しており、併せて、中山間地域等を中心に獣害が拡大し、生産量に多大な影響を及ぼしている。

(2) 今後の農地利用等の見通しおよび認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用ビジョン

本町では分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め遊休農地化し、本町の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、集落・地域での話し合いに基づく実質化された「人・農地プラン」の策定を推進し、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織など効率的かつ安定的な経営体の育成を図り、それらの者に農地中間管理事業の活用により面的な集積等を誘導するとともに、中山間地域においては、農用地利用改善団体の整備と合わせて、集落営農組織の法人化を進めることにより、本町の農地について、効率的な利用が図られることをめざす。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの現実を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 実質化された「人・農地プラン」の策定の支援と実行の推進

イ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成

ウ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

エ 農地中間管理機構の活用によるイおよびウに対する農地の面的集積の促進

オ 遊休農地解消のための各種施策等の実施。

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、実質化された「人・農地プラン」を通じ、本町農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- (1) 平坦部の旧多賀町地域においては、利用権設定等促進事業を実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていけるよう努める。
 - (2) 中山間地域の旧大滝村地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。これにより担い手不足の解消に向けた取組を推進する。
 - (3) 中山間地域等直接支払制度を活用し、施設・機械等の共同化等の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・解消を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。
- 更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度や農業経営改善計画の認定（認定農業者）に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）および（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。ただし、地域の実情から判断して、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

（ア）耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利またはその他の使用また収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）および（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、または農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、または独立行政法人農業者年金基金法（平成

14年法律第127号) 附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合もしくは農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権または使用貸借による権利の設定を受けるべき者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作または養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについては町長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養蓄の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいうことをいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を本町へ提出すること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人の組合員または社員が当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うために利用権等の設定を行う場合は、当該農地所有適格法人を含めた集团的な土地利用調整の結果によるものとし、当該農地所有適格法人の効率的な営農に資するよう配慮するものとし、農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招くことがないよう指導する。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準および支払い（持分または株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分または株式を含む。以下同じ。）の算定基準および支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体および農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

(5) 要請および申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者や実質化された「人・農地プラン」における地域の中心となる経営体、認定新規就農者等（以下、「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権

の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 農用地利用改善団体および営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 本町の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②および③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（または移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、（5）の②および③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目および面積
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協

同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃貸借または使用貸借による権利の設定に限る。

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（または移転の時期）、存続期間（または残存期間）、借賃およびその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価および（現物出資に伴い付与される持分または株式を含む。）その支払い（持分または株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料（法人である場合は定款の写し）を添えて町長に報告する旨
 - ア ①に規定する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積または栽培面積、生産数量および単収
 - エ ①に規定する者が行う耕作または養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作または養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定または移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項および①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めおよび担保措置
 - エ 賃借期間の中途契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止する取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨およびその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借または使用貸借による権利設定を受けた者に対する勧告

町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法

人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農地利用集積計画の取消し

町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

イ (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

町は、(14)の取消しをしたときは、(14)のアおよびイに係る賃貸借または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨および当該農用地利用集積計画のうち取消しにかかる部分を町の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 事業の促進

本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）滋賀県農林業担い手育成基金との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同基金が行う事業の実施の促進を図るものとする。

(2) 情報の提供

本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努

力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域（1～数集落）から一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（特定農業法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る ため特に必要

があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、（5）の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、湖東農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、湖東地域農業センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な

条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

本町は、安定的かつ効率的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新規就農者の育成・確保にあっては、関係機関、団体等と連携を図り、就農希望者の多様な要望を把握し、円滑な就農への取組を進める。

また、新規就農者に対する農地の確保については、農地中間管理事業等を活用するとともに、就農にあたっては、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう、関係機関、団体と連携して青年等就農計画制度の普及推進をするとともに、就農後は早期の経営安定に向け、栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修などの支援策を講じる。

さらに、独立自営する青年に対しては、青年等就農計画の策定助言を行い、認定新規就農者へとつなげることで、計画的な営農の展開と各種施策の享受が得られるよう支援を行う。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本町は、農業生産基盤整備その他関連事業の推進に努め、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向け、地域の特性を活かした産地づくりを進めるために、非主食用米や麦・大豆、「多賀にんじん」「多賀そば」といった地域ブランド農産物等の作付を誘導し、生産者や出荷業者、団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産の取り組みを推進し、今後の水田農業の発展のために、米の生産者、出荷業者、団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、消費者が求める需要に応じた生産を行える環境整備を図る。また生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的な作業体系の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ウ 本町は、農業集落排水事業の実施を図り、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。
- エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- オ 本町は、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた「人・農地プラン」により、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- カ 本町は、利用権設定等促進事業および農地中管理事業により、「人・農地プラン」に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、関係機関と一体になって推進する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、湖東農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区および農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、湖東地域農業センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基本構想は、平成7年1月20日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成13年1月31日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成18年8月28日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

付 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

付 則

この基本構想は、令和4年3月29日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方共同体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）または生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の 設定または移転を受ける場合

①存続期間（または残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないこと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（または残存期間）の中途におい</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（または移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（または移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間</p>

① 存続期間（または残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>て解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12 経営第1153号農林水産事務次官通知）第6 に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借の額、放牧の利用形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に批准して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>（出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役または理事は所要の手続きを経て設立または変更の登記を行うものとする。）</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>（なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。）</p>